

若狭高等学校における鉄棒落下事故訴訟の和解について

1 和解の概要等

(1) 概 要

平成28年11月に若狭高等学校において、生徒が体育の授業中に鉄棒から落下し、頸髄損傷により両下肢完全麻痺等の後遺障害等級1級の障害を負った。

令和元年11月に、生徒本人およびその両親から県に対し損害賠償請求訴訟が提起され、審理中であったが、同3年12月に裁判所から和解案が提示され、原告および県が和解を受け入れることとなった。

(2) 原 告 小浜市 個人（事故当時高校2年生）およびその両親

(3) 経 過

平成28年11月21日 鉄棒の授業中にマットに頭から落下し、頸髄損傷による両下肢完全麻痺、両手指機能全廃等の後遺障害等級1級の障害を負う。

令和 元年11月19日 本人と両親が県に対し、損害賠償請求を提起

令和 2年2月5日 第1回口頭弁論、以降計8回の弁論準備手続を実施

令和 3年12月24日 裁判所が和解案を提示（損害賠償金1億4000万円）

令和 4年1月14日 原告および県が和解案内諾

2 対応

(1) 再発防止策

体育の授業において起こりうる事故について、具体的な危険性を再度確認し、事故の未然防止のための事前指導を徹底するよう各学校あて通知するとともに、体育主任会議や研修会等において、安全管理、事故防止の取組みについて改めて周知徹底していく。

(2) 損害賠償額の決定

2月議会において、損害賠償額（140,000,000円）の決定および和解についての議案を提出したい。